

荒尾市上下水道事業運営審議会 議事録要約版

日時：令和3年3月24日（水）14時00分～16時00分

場所：荒尾市役所 31号会議室

出席委員（敬称略）：	近畿大学 経営学部 教授	浦上 拓也
	有明工業高等専門学校 創造工学科 准教授	加藤 浩司
	女性ネットワーク荒尾	深浦 淳美
	荒尾商工会議所	江崎 光恵
	荒尾市食生活改善推進員協議会	田頭 スエカ
	荒尾市地区協議会会長会	田中 一大
	EY 新日本有限責任監査法人	西 秀雄
	荒尾市総務部長	石川 陽一

欠席委員（敬称略）： 荒尾市金融団 岡田 欣也

配布資料：

資料-1 水道料金見直しの方向性について

資料-2 水道料金見直しに向けたスケジュール（案）

1. 開会

（事務局） それではこれより令和3年3月荒尾市上下水道事業運営審議会を開式といたします。
本日、岡田委員が欠席となりましたが、荒尾市上下水道事業運営審議会条例第6条第3項の規程により、過半数以上の委員の出席をいただいておりますので、会議は成立する事を報告します。

荒尾市上下水道事業運営審議会条例第5条第2項に基づき、ここからは浦上会長を議長とし進行をお願いしたいと思います。浦上会長よろしくお願ひいたします。

（浦上会長） みなさんこんにちは。いよいよ今回諮問いただきました水道料金のあり方につきまして本日非常に重要な方向性について皆様と審議させていただくこととなります。事務局が何を言っているのかしっかりとご理解いただくまで考えていただいて、わからないことがあればとことん質問していただければ幸いです、誠実に対応していただければと思いますので、とことん質問していただければ私もフォローしていきます。

今、荒尾市の水道料金の仕組みがここから大きく変わろうとしております。これは将来の水道を持続可能なものにするためにとってもとても大事なことです、しっかりと審議

していただきたいと思いますので本日はどうぞよろしく申し上げます。それでは議事に入る前に事務局より前回議事録の確認があります。説明をお願い致します。

- (事務局) 前回審議会の議事要約版を事前にお配りさせていただいております。
公表の時期につきましては事務局の方にご一任頂いて、公表させていただくということでご理解いただいてよろしいでしょうか。
(異議なし)
これにつきましては市ホームページで公表していくことで取り扱いさせていただきたいと思います。以上でございます。

2. 議題

(1) 水道料金見直しの方向性について

- (浦上会長) それでは議事に入りたいと思います。議題の(1)水道料金の方向性について事務局より説明をお願い致します。
- (事務局) <「資料-1 水道料金見直しの方向性について」の説明(8ページまで)>
- (浦上会長) ここまでのところでわからないところがあればご質問いただければ。
- (委員) 今の表を見ても来年度から赤字になるということで、水道料金を上げなければいけないのだろうなってすごく思うのですが、コロナ禍で自治体の約4割くらいが水道料金の減免とか減額をしているって統計が出ていますよね、そういうなかで水道料金を上げることを、どう伝えれば市民の方にわかってもらえるのだろうと、また、上げるとしても、どういう風なことをちゃんと伝えながら上げていくのだろうと思いつながり聞いていました。
- (浦上会長) 必ず利用者の方からこのような質問というのは出てくると思いますので、事務局といたしますか、企業局としまして、誠実にお答えする必要があると思います。
- (事務局) 利用者の方への説明というのは本当に必要なことだと考えております。それも早い時期から行っていったほうが良いということで、この審議会の議事録にしても早いうちから発信していくべきではないのかという議論が企業局の中で行われております。それからコロナの影響は荒尾市においても経済的な打撃は少なからずございます。水道事業の目からみれば令和4年度には料金改定が必要となる試算は出ておりますが、施行時期、何月から上げるかという、そういったところについては現在のところ結論は出ておりません。もちろん議会にも説明を行い、了承を得てからという話にもなりますし丁寧にそして状況をみながら、判断していきたいと考えております。

(委員) ありがとうございます。

(委員) 荒尾市ではコロナによる水道料金の減免は行ったのですか。

(事務局) 行っていません。

(委員) コロナによる料金の減免については一応国から交付金がでてそれを原資に減免というところもあれば、内部留保資金を取り崩していつてるところもあるらしいです。問題なのはその内部留保を取り崩して減免したケースというのは、私からしてみるととんでもないことをしてくれたなど。なぜかっていうと、例えば4ページをみていただくとグラフの右側の資金残高のところ赤い右に下がってきている線がありますけど、この資金残高は何に使われるかという棒グラフの青とオレンジの差があります、オレンジが支出で青が収入ですので当然足りない分がでてきているので、その足りない分は、資金残高から充当するという形で、水道など公営企業会計は成り立っています。要するに内部留保資金という水道局の貯金が本来であれば将来の投資のために取り崩されていくのが正常な状態なのですが、今回のコロナの状況にあって多くの事業者が減免という判断をしました。その減免の結果収入が減った分をどうしているかという、この資金残高から充当しているわけですね。要するに将来の設備投資に充てなければならないお金が、今回の収入が減少した分に充てられていると。何をいつているかという、将来の投資に充てるはずだったお金が減った分については必ず将来料金を値上げして取らないといけないということなのです。だから今減免したけれど、その減免した分は将来また料金を上げて払ってもらわないといけないというカラクリです。ところがそこがきっちりと説明されていない。今この瞬間料金が減免されて「良かったな」、となっても、もうちょっとしたら料金がボンと上がって、「なんだ結局料金取られるのか」となります。これは必ずそうなるのですが、その説明がなされていない。じゃあ料金減免したほうがいいのか、しないほうがいいのかそこは自治体で様々です。とするとどうでしょうか、今減免するとして今15%ですけど20%に上げるっていうやり方がいいのか。

(委員) 私はこの会議に出て、説明を受けていると、荒尾市が減免しないで良かったなと思います。

(委員) そうですよ、そういったところの説明はなかなか皆さんに伝わる形で行われているのかという、違うところですよ、減免されたところとそうでないところ。

(委員) 実際に、他の自治体は減免されているのに、荒尾市は減免されないねって話を聞きます。

(委員) これについて市は何か説明をされましたか？

(事務局) 減免をしていないという広報はかえって混乱になるとの思いから、行っておりません。

(委員) 結局私の知る限りちゃんと経営をされている団体は減免されていないです。やはり独立採算という制約のなかでやっておられるので例えば電気もガスも支払いの猶予期間はあっても減免はしてないですね。民間企業ですので当然そういう判断になるかと。水道であれ、下水道であれ、まあ下水道では減免してないですね。そこをしっかりと考えてあるのかどうか大きな違いに出てきているのかなと。

緑の線と赤い線を見ていただくと分かるように、人口が将来必ず減りますので、貯金も毎年の収入も将来ずっと減り続けます。これがもう荒尾市の避けられない現実です。こうなるのがはっきりわかっている状態のなかで、どうやっていくのか、今我々がここでしっかりと議論していかないといけないところですが、荒尾市ではこれまで30年間料金を据え置きしてきましたが、もう持ちこたえられないというところまできており、更に人口の減少のスピードというのがこれから加速していきます。ピークが2010年くらいにありましたが、それから少しずつ減っていき、これからその減り方のスピードがぐっと猛スピードで減っていきます。40年後には人口が2/3になります。それくらい社会の大きなインパクトが起こります。大きな都市はのんびりされています。なぜなら、そんなに人口が減らないからです。けれどおそらく荒尾市さんといったちょっと地方のほうに入った市町村になると、ものすごいスピードで人口が減っていくことが想定されますので、こういった地方公営企業の、水道、下水道の経営は、そういったところほど厳しくなります。ただ荒尾市に住むのをやめて熊本市に移住していただきたいとは言いませんので、やはり荒尾市のみなさんには荒尾市に残っていただけてずっと生活していただくためには水道と下水道をしっかりと市として守っていかなければならない。どうやって守るか独立採算で回っている水道ですからきちんと維持するために必要な費用をまかなうだけの料金をご負担いただく必要があります、ということです。なので、先ほどおっしゃっていただいたように、コロナとか、これからも様々な災害とかいろいろ発生してくるかと思えますけど、その度に、料金減免していると、料金が2倍にも3倍にもなりますので、そこをきっちり、経営というものを意識しながら、やっていかざるをえない。企業局としても、利用者の皆様にとしっかりと説明責任を果たしていただかなければいけないですし、ご理解をいただきながら料金を負担していただくという方向に向かっていく必要があるということです。

(委員) 15%の数値についてお伺いしたいのですが、数年前の復習で、覚えていないところもあるのですが、5年後にいくらでしたか、5億円6億円？それがどのくらいの内部留保資金(貯金)があったら妥当なのかなって思いながら、前勉強したような気がするのですが、教えていただきたい。15%という数値は、客観的に他の自治体とか事業体と比べた時に15%値上げするっていうのは値上げの仕方として、どうなのかというところと、逆にいうともしかして20%あげて次の上げ幅を下げるって考え方も人口の減り方とかを考えていくと高齢化率の上がり方を考えるとありうるのではないかと思うんですが、その中で15%が妥当だというのはどうしてなんだろうかというのが、もうちょっと補足いただけたらと。

(事務局) まず水道ビジョンの審議会の時に、資金残高、貯金の部分がどれくらいあればいいのかというところの議論があったかと思えます。あの当時は、一応最低ラインとして2億を確

保しようというところで考えておりました。今回料金改定を検討する上で資料を集め通常の年間料金収入の半分は確保しておかなければいけないと。今回荒尾市では4億ぐらいのところにラインを引き試算を行ったところから15%、というのがまず1点目にあります。15%が高いのか安いのかという話ですけれども、近年の料金改定では新聞等を見ますと、20、30%というような料金改定が全国で行われています。もちろん少ないのもありますけど。そこで今回提示しているものが5年間収支均衡させ、さらに5年後にはもう一度料金改定が必要といった、定期的な検討も考えている15%となります。20%上げて次を改定しないというのもそういうのもあるかと思えます。例えばの話ですが、荒尾市に水をたくさん使う会社が来ていただいた場合には、料金改定しないでよくなるかもしれません。

(委員) ちなみに15%は、人口が5万人ぐらいの荒尾市において、結構負担にはなっていないという見方をしたほうがいいのですか？

(事務局) 次回からの話になりますが、15%という数字は、平均で収入が15%上がるという掛け方となり、例えば10m³使用した人、20m³使用した人、50m³使用した人が、一律に15%値上がりするわけではありません。次回皆さんで議論していきたいと思っております。

(委員) 分かりました。

(委員) 資金残高はどれくらいが望ましいのかというのは、前も議論をさせていただきました。全国的には6か月分。1年分蓄えておられるところもありますけれども。だいたい災害が起こって水道管がもう使えなくなって料金ももらえない期間が、仮に3か月6か月となった場合にでも水道局としては費用をかけてこれを直さなくてははいけない。だけど料金をとることはできない。となった時にどれだけの金額があれば持ちこたえられるのか6か月ぐらいの料金収入があればなんとか持ちこたえられるのではないかと。今の荒尾市の水道料金のレベルというのを確認いただくということなのですが、適正さというのはその事業体の過去と未来で決まります。過去にどれだけ投資をしたか、将来にどれだけ投資が必要かそれで適正な料金というのが決まります。だから他の事業体との比較でというわけではなく過去に行った投資と、将来に必要な投資で、適正な料金が決まります。それが荒尾市の場合、今回15%という試算に出てきておりますので、もちろん今回もうちょっと上げ幅を抑えて次回で上げ幅を上げるなどの検討は必要で、どこでそれを決めていくかということだと思いますが、少なくとも5年間赤字を出さないという判断のもとで今回15%。もちろん赤字を出してもいいです。赤字を出したけれども次上げさせてもらえれば経営は維持できますので。だけどやはり毎年毎年の損益で一喜一憂するのではなく5年トータルでずっと見ていきたいと思います。という経営のやり方をしていきますので、今回は令和4年から9年までのところで3条収支が赤字にならないようにするためには、15%というのが適正ではないかというご提案になります。

(委員) 今おっしゃったようなことを市民の方々に、考え方を伝えていくことが大事で、

どうしても他の自治体と比べてしまいますよね。

(委員) 地理的、地形的条件とか、地域の歴史、過去の投資、大きなダムを作って施設を持ったところは、大きな投資をしたので将来もそれ相応の投資が必要になるでしょうけど、そうじゃないところは適切な規模で料金が決まり、荒尾市が熊本県内においてどれくらいの水道料金を負担いただいているのか見ていただくことができます。

(委員) 15%は、3 ページの 3 番、料金不足率そういったところから起因するパーセンテージでされてあるかと思いますが、一般的に総括原価と言ったときに、例えば、減価償却費とかが勘案されながらやっているように記憶していますが、こちらの 3 番のところの表の中には減価償却費は入れてはいないですね。キャッシュベースでの総括原価の考え方はあるのでしょうか厚労省などが出している総括原価とは違う考え方でやられているのかなという風に思います。このあたりを説明された方がいいかと思っています。

(事務局) 実はこの減価償却費を入れたパターンでもシミュレーションをしてみました。そうしますと改定率が 50%とかいう風になってしまって、減価償却費というのは現金を伴わない、実際の支出がない分です。今回の資料は資金残高をベースに持ってきたため、減価償却費はここから抜いて分かりやすくしたということです。

(委員) 投資のコストみたいなものというのは一旦除外するというような形での考え方だと、そういう理解でよろしいですかね。

(委員) それはどこかに書いておいた方がいいですね。

(委員) 総括原価というのは長期的なコストをイメージされる方が一般的には多いので。

(委員) そうですね。料金算定要領にも減価償却費が入っています。減価償却費を除く分で 15% という。減価償却費は全部から抜いてあるのですか？ 4 ページだと収益的収支の総費用には？

(事務局) 3 ページからは抜いてあります。4 ページ 5 ページの収益的収支の総費用には入っていません。

(委員) だったら 3 ページのところでもなにか補足する必要があると思います。

(事務局) 分かりました再考します。

(委員) 少し説明が不足していると感じます。先ほどの資金残高では、どれくらいがいいのか。どこが健全な運営か、もっと資料に説明がある。事務局が口頭で説明されていたが、これ

だけじゃ結論しかないのです。

(委員) ちょっと今分からなかったのですが、減価償却費が入っていないくて、それを入れると 50% になるのであれば、15%というのは大丈夫なのでしょうか。

(委員) 15%とするとシミュレーションでいうと 6 ページになりますかね。

(委員) 投資を含まない収入と支出のみでの試算で行くと大丈夫という結論になっていますけど、言葉遣いというか一般的な総括原価という考え方の中で、減価償却費は大きな割合を占めるのでそこをもう少し丁寧に説明いただいたほうが親切なのかなと思います。

(委員) ありがとうございます。

(委員) 一般的な総括原価となると、減価償却費を含んだ定義です。

(委員) 5年に1回の料金見直しと書いてありますけれど、将来的には相当な、料金値上げという風に利用者は考えると思います。我々もそうですけど先ほどもいいました 15%あたりで見直し続けると将来的にはすごく大きな値上げになるかと思っています、そこも含めてどういう風にしたらいいのかというのが先ではないですかね？

(事務局) そのほかの原因、ほかの歳出を下げる努力をするなど、将来の全体像が先にあって、それからどんな感じで上げていくのかというのを示したほうがいいのかということでしょうか。

(委員) この資料だけを読んだときに、令和 4 年に料金改定、これが例えば令和 9 年までの 5 年間。じゃあ、また 5 年たったときにまた同じような状況であれば、そこでまた料金値上げを行う。純利益は 1 年ごとに出来ます、そういうものが出るのを加味しないで次の値上げを考える？それを何回もやっていくと。

(事務局) 水道ビジョン策定の審議会時に皆さんといっしょに議論しましたが、膨大にある施設のアセットマネジメント、いわゆる施設の健康診断を行い、その結果が明らかになったときに、改めて料金改定の検討につながるの、また収支計画にあてはめていきますというのが、3 年前の議論でした。また、年度毎の施設更新計画でこんなにも費用の波があるのでこれを平準化しますよという話をしました。この平準化というのは世代間の公平というか膨大なお金がかかるとわかっているのに今 30~40%の値上げをして、私たちだけで負担するのかという話もありますし、全部のツケを未来に残すというのも問題です。そこは平準化して世代間でという考えを今回の新しい情報として収支計画に乗せています。水道包括委託という事業が継続され、今後、5 年間の計画というのができ、確実にかかる費用というのが決まり、この総括原価として整理しましたので、これに見合う料金に見直していきたい。

また、その世代間の公平性に合わせてアセットマネジメントの結果として40年50年先までどれくらい投資が必要というのは分かっていますので、その計画に照らし合わせて5年後に再度見直しをしていきたいと思います、今後提案をさせていただきたいと考えております。

今までの話の中で10㎡までは使わない一人暮らしの人、年金暮らしのお年寄りの人は負担を少なくした方が良く、働く世代の負担割合は多くても良いのか、やっぱり同じ水使うんだからそこは同じ考えでいいんじゃないというのは今後皆さんたちから意見をいただきシミュレーションの条件を変えてみながら、結果15%に落ち着くかもしれませんし、10%でいいとか、20%に上げないといけないという意見もできるかもしれませんし、今後の部分でそういった所を皆さんと意見交換しながら考えていきたいと思っております。

(委員) やっぱりもう少し先のことも気になります。今5年見ましたけど、それが仮に5年10年20年先どれくらいになっているだろうと、その時に、ものすごく今の水道料金よりもだいぶ高くしないといけないだろうけども、そこにいくまでに、5年、5年という切り方で、段階的にやっていくというのをもう少し分かるように見せたほうがいいかもしれないですね。先のことがわからないのに、今5年毎にやりますと決めてしまうと、なんで5年毎に繰り返していき、と当然思われるでしょう。何も見せてないのに、約束だけ取り付けるような形になってしまっています。もうちょっと先までのシミュレーションというのはできていますか？

(事務局) できているものもありますが、金額がある程度はしっかりしている5年分をまず固めて、その15%という仮の姿が決まったら、このペースだと5年に1回だったら10年後にはこうなりますと、後々の資料としては準備しています。

(委員) 最初が15%にするかどうか決めるのは企業局さんのほうなので、ちょっと減価償却費が入っていないのはあれですけどシミュレーションを何パターンか見ていただいた中で、資金残高とか、5年後まで収益的収支に赤字を出さないとすると、15%くらいは料金の上げ幅として必要だろうなというの5年間のシミュレーションでは見えますが、5年毎に定期的に見直すというのちょっと現時点ではまだなんとも言えません。

(事務局) グラフを見ていただくのが一番お分かりいただけると思いますが、収支にしても資金残高にしてもどちらにしても右肩下がりであることは間違いありません。15%という仮の数字を今回置いていますけど、それが5年間、収支均衡する数字となります。先ほども言いましたとおりアセットマネジメントにおいて、将来10年先20年先というところまで更新計画の算出は終わっております。やらなきゃいけないものというのが決まっておりますそれに対する財源は料金収入となります。しかし、人口自体減少し、収入が少なくなるため料金を上げる、それで人が少なくなった分料金を上げる、それを繰り返していくと、おっしゃるとおりいくらでも高くなってしまいます。次の一手は何かっていうところで、目線を変え、広域化であったり、共同化であったりという次のステップ、荒尾市だけでなく近隣の市町村さんと一緒に事業を考えていかなければいけないのかなとも思っているところです。

(委員) 5年毎に必ず上げるのではなく、5年毎に見直すということで、いずれは、令和9年に見直しが必要になります、ということまで了解いただいたうえで、ということですかね。おっしゃられたように広域化とか可能性は0ではなく、今後の取組っていうのも出てくるかもしれませんし、必ずそういう検討というのが始まると思います。当面今やるべきことはこの5年間きっちり経営するというので、8ページの枠に書いてあるところについて今ご説明いただいたように、この枠内のことについては今審議会で、この方向性で了解するという形でよろしいでしょうか？

(委員) はい。

(委員) ありがとうございます。

(事務局) <「資料-1 水道料金見直しの方向性について」の説明(9ページから再開～終了)>

(委員) 9ページ以降ですね、料金の用途別から口径別に移行して、口径別に基本料金を設定するという考え方もうひとつは基本水量を廃止するという考え方の2つですね。

14ページの最後、5年毎にということと5年後にということですね、とりあえず5年後に見直しというのはご了解いただいたところですが、必ず5年毎に見直すのかというのは5年後に再度また検討する必要があるだろうということですね。上の(5)も5年後に見直しということで今日はご了解いただいたところで。(3)番と(4)番に書いてあります、基本料金を口径別にということと従量単価というのは口径別でも同じでしょうか？

(事務局) 同じです。

(委員) ですので、2点ですね基本料金を口径別にすることと、基本水量を廃止することで、いまこちらでご質問ご意見等ありましたらお願いしたいのですがいかがでしょうか。

(委員) 2ページの水道料金改定に関する基本的な考え方というところに荒尾市の水道料金改定の算定期間は、多くの自治体が採用している5年とする、という風を書いてあって、特に5年毎に見直すけれども据え置きってこともあるということ、ここで5年毎を5年後にされたのは、5年毎でもいいのかなと思います。

(委員) 算定期間は5年毎に見るんですけど、5年見たときに上げなくてもいいってなれば、上げません。

(委員) 見直して現状そのままっていうこともあるだろうし、後と毎の違いが分かりません。

(委員) P.14 (5) の文章は今回のあり方検討会っていうのは、料金制度見直しの検討会なので、あり方っていうと料金の見直し、制度の見直しを含めた言い方をしています。なので、あり方を5年毎に見直すっていうのは、5年毎に料金制度を変えていくっていう言い方になりますので、今5年後には見直すっていうのはご理解いただいたところですが、その先10年後にも必ず見直すかっていうとまだそこまではっていうお話でしたので。

(委員) わかりました。

(委員) どうでしょう基本料金、基本水量のところですけど、ほかにご質問などありますでしょうか？たしかに口径別でかかる費用っていうのは明らかに違うっていうのは見ていただいた通りです。そういう意味では、口径別ではなく基本料金が今決められているというのはご確認いただいたとおりですし、ここはやはり見直すべきだろうということは、ご理解いただけるかと思います。

損益では、用途別という仕組みを、原価に見合う口径別に変更する、という流れは是非ともしっかりとやっていただきたい。これはもう家庭とはあまり関係ないところで大口さんのところで基本料金を設定させていただくことになりますので、大口さんの方にきっちり理解いただくと。基本料金については、いくら使っても10 m³までなら1,155円です。みなさんご自宅ではもっと高い料金払ってらっしゃるということでしたので、あまり基本料金内で使っているところがあまりないので、現状、わからないかもしれませんがやっぱり単身世帯で10 m³未満のところが見ての通り42%もいらっしゃって、なかでも一生懸命節水努力されているかたが節水しても節水しても同じ料金ということはどうなのかという話は、他都市でもよく聞く話です。元々の基本水量というのは、本当に衛生面で十分ではなかった時代に水道を使ってくださいと利用促進して、衛生的な環境を少しでも家庭の中で確保していただくためにそういった制度があったわけですけども、今は、ものすごく清潔になりましたし、その役割は終えたのかな、という認識が全国的になされているところです。基本水量の廃止という方向にあるのと、1 m³から従量料金を徴収させていただくというのが全国的な流れにはあっていますけどいかがでしょうか？

(委員) 15%あげるっていうのは総合的な話で、全体で15%という理解でよろしいですよね？

(事務局) はい。

(浦上会長) 14ページの方向性についてのまとめで5つ挙げてあります、本日ご審議頂きたい内容について、5つありますけれども、このすべてについて議論がつくされて、審議会ではこの方向性で、ぜひとも企業局に引き続き検討してもらおうことをご了承いただいでよろしいでしょうか？

先ほどスケジュール案で提案いただきましたように、今回答申に向けて料金あり方の方向性として、今回議論していただきました5つの点が大きな方向性になります。全体とし

て15%くらいが妥当だろうというお話を今日させていただいたところですが、次回は具体的にどの使用量のどの口径の方へいくらお支払いいただくのかという、全員に15%追加負担いただくということではなく、場合によってはもう少し負担いただく部分と、場合によっては15%に満たない部分が生じてくると思います。それが料金体系というところの話であります。そういう意味では、今日料金水準のお話と基本水量・基本料金のお話をさせていただいたところですが、次は料金体系としてどの区分にどれ位負担いただいて、どの区分の方がどの位の値上げ率になるのかというのをおおまかに説明いただくと。最終的には企業局のほうで料金表というものをお作りいただくこととなりますが、それについて私たちがあまりにも負担が大きくなるようなところが発生していないかどうか公平性というところで皆さんに議論いただきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、他にご質問などなければ本日の議事については以上となります。以降の事務連絡等の進行につきましては事務局に戻したいと思います。

(事務局) ご審議の方貴重なご意見ありがとうございました。

〈事務局より次回の開催日についての連絡〉

3. 閉会

(注) 本議事要約版は、今後字句等の修正があり得ることを念のため申し添えます。